

関係資料

子どもの権利に関する条例市民モニター制度要綱

○子どもの権利に関する条例市民モニター制度要綱

平成 28 年 1 月 23 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、泉南市子どもの権利に関する条例（平成 24 年泉南市条例第 26 号）第 16 条 3 項の規定により設ける子どもの権利条例市民モニター制度に関し必要な事項を定めます。

(所掌事務)

第 2 条 市民モニターは、条例第 16 条第 4 項に規定するように、権利条例委員会と相互に協力および連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行います。

(委員)

第 3 条 市民モニターは、子ども市民モニター 8 名、一般市民モニター 8 名程度とします。

2. 市民モニターは、幅広く子ども・市民の参加を想定する意味で、地域・性別・年齢などを考慮して公募し、市長が委嘱するものとします。

(活動)

第 4 条 市民モニターが行う検証内容、回数は、子どもの権利条例委員会が決定し、事務局より依頼します。

2. その他、事務局より依頼された内容を検証する場合があります。

3. 検証するための活動は、個人の立場で行います。

4. 市民モニターの研修会等に参加するなど、子どもの権利に関する条例の推進に努めます。

(庶務)

第 5 条 市民モニター制度の庶務は、人権推進課において処理します。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 23 日から施行します。

泉南市子どもの権利に関する条例
市民モニター会議 報告書

平成28年3月

平成 27 年度

泉南市子どもの権利に関する条例市民モニター会議について

【市民モニターの役割】

子どもの権利条例市民モニター制度とは、泉南市子どもの権利に関する条例（平成 24 年泉南市条例第 26 号）第 16 条 3 項の規定により、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、権利条例委員会と相互に協力及び連携して、この条例の運営状況を検証するための活動を行います。

【市民モニターに委嘱】

市民モニターは、幅広く子ども・市民の参加を想定する意味で、地域・性別・年齢などを考慮し、公募いたしました。（広報せんなん 10 月号に掲載／募集期間：平成 27 年 10 月 1 日から 11 月 10 日まで）子どもモニターについては、応募がなかったため、各中学校の生徒会に依頼し推薦された子どもたちです。その結果、子ども市民モニター 8 名・一般市民モニター 9 名に委任しました。

【平成 27 年度の活動】

1. 日 時：平成 28 年 1 月 23 日（土）午後 1 時～午後 3 時
2. 場 所：泉南市人権ふれあいセンター 2 階 大会議室
3. 内 容：*委嘱式

*泉南市子どもの権利に関する条例市民モニター制度の意義と役割

- 1) アイスブレイキング（参加者相互紹介等）
- 2) 泉南市子どもの権利に関する条例について
- 3) 第 1 期市民モニターの活動について
- 4) グループワーク

条例について聞きたいこと・知りたいこと

条例について考えたいこと・大切にしたいこと

条例について伝えたいこと・分かちあいたいこと…など

*事務連絡

4. 当日出席者：子ども市民モニター 6 名（2 名欠席）、一般市民モニター 9 名
権利条例委員：5 名、事務局：人権推進課・人権教育課

5. 市民モニターとしての感想提出

2 月 20 日まで

※この報告書は、4) グループワークの内容と 5. 市民モニターの感想を記載しています。

子どもの権利に関する条例市民モニター会議に参加して

平成27 (2015) 年度

【子ども市民モニター】(学年: 中学2年生)

泉南市には子どもの権利に関する条例があると初めて知り、少しうれしかったです。この条例の事を周りの人たちにも伝えていきたいと思いました。僕は子どもの居場所と聞いてパッとはいきませんでした。それを見つけていけたら良いと思いました。

西信中は生徒会の活動として、いじめをしないと一人一人宣言するというをしているそうなので一丘の生徒会でもしていきたいなと思った。大人と子どもで話し合うことによってズレが解消していきけるし、いろいろな視点から物事を見ることが出来るから続けていくべきだと思う。

子どもの権利条例をどう知らせていくかが一番大切だと思う。ポスターや広報を作っても全員がちゃんと見るわけではないので、機会をつくって言葉で伝えた方がいいのではないのかと思う。生徒会は子どもの権利条例をみんなに知ってもらうためにどんな活動をしていけばいいですか？

「子どもの権利条例」について知っている人が少ないのが現状だと思った。今回、話し合った4班のうちほとんどが条例について、「もっと知らせたい」という思いがあった。私の班でも、その話題が取り上げられた。泉南市からは、条例の日に手紙を配布しているのに知らないのはなぜだろうと思った。私の班での結論は、「手紙を配布しても、受け手がしっかり受けないと伝わらない」ということになりました。だから手紙を配布するだけでなく、もっと伝わりやすい方法で伝えたらどうだろうと思った。

今回、市民モニターとして、話し合いに参加できて勉強になりました。第2回も参加したいと思います。

子どもの権利に関する条例は一度、学校で少しやったようですが、僕も忘れてしまっていて、まだまだ知名度が低いなと思いました。この名前は聞いたことがあっても、内容までは知らないという人もたくさんいました。これから、いつか生徒会活動として学校全体に広めていきたいです。

先日、みんなで集まって、子どもと大人が意見を出し合う事はとてもいい機会だと思いました。普段、ふつうに生活をしている上で、全く気にしていない事をたくさん学ぶことができました。もし、前に集まったのが大人だけだったら、子どもと大人の意見がすれちがっていることに気付かなかったと思います。私は、この活動をもう一度やりたいと思います。みんなで話し合っって意見を出し合っって、泉南市をもっと良くしていきたいです。この前、私たちは「子どもの居場所」のすれ違いについて話しました。しかし、子どもと大人のすれ違いはまだたくさんあると思います。

毎回、集まることで問題が一つでも解決されるのなら、何度も集まって話し合いをすればいいと思います。そうやって、話し合いを重ねることで、泉南市は良くなっていくのではないかと私は思います。私の意見がこの先、泉南市をよくするために必要ならば、私はもっと協力したいと思います。今後よろしくお願いします。

子どもに認められている条約の多さに驚いた。しかし、それも子どもだけでなく大人にも知ってもらい、実際に活用しないと意味がない。子どもだけが尊重されるのではなく、条約の下で子どもも大人も協力しあえる環境が大切だと思った。

意志はあるけど行動にできないという声も多かったので、学校でも権利について知ってもらいたい。いろいろな人の考え方があって、とても勉強になった。

【おとな市民モニター】(年齢:30代から80代)

実際、“子ども”である中学生の方とお話出来たのは大変、有意義であったと思います。しかしながら、そもそも条例の位置づけが、私自身、あまり良く分かっておらず、この条例違反を犯すとどうなるのか(罰則等)、細かい事は正直、まだ良く分かりません。大変恥ずかしいことですが、私の様に分かっていない大人も、また多いとは思いますが。意見交換の場でもあがっていましたが、細かく説明してある物(広報、もしくはその番外編みたいな冊子にするとか)を目にする機会が、もっとあれば良いのに…とは思いました。これを機に私も、我が子含め、もっと子ども達にとっての人権についてしっかり考えていかないといけないと感じました。そう感じた事もまた、今回、参加した収穫だと思います。

中学生の自分の居場所の考えを聞いて、やっぱり子どもに聞かなくては分からないなあ～と感じました。小学生・高校生の思う居場所は、また違うのでは?とも思いますので、ぜひ聞いてみたいと思います。私個人では、今回の話を聞いた上で、「不安のない、安心できる場所」が必要なのでは?と感じました。

みなさんの意見でも多かった、「子どもの権利条例」を子どもたちは知っているのかな?と私も痛切に感じました。Dグループで「権利」があるなら「義務」もあるかも!?という意見が出た時に、そんな心配もあるんだなあ～!でもそう思ってしまう気持ちもよくわかる!!と思っていたら、「『権利』と『義務』は全然違うこと!『義務』を果たさなければ『権利』がないわけではない!!」という言葉を改めて聞き、子どもの権利条例を伝える時には、子どもたちが少しでも安心できるように、「権利」と「義務」の話もぜひ伝えたいと感じました。

このような意見交換のできる機会を設けてくださり、ありがとうございます。ぜひ泉南市で続いていってほしいです。

子どもの居場所について、「放課後の学校・塾・図書館・公民館・友達の家・公園・広場・海・川・コンビニ・駄菓子屋・イオン」どれも条例第7条の内容にはそぐわないのが現状だと思います。子どもの居場所に大人がいて、世代を超えた交流(宿題の手伝い、相談、無駄話でも可…)を通じ、おとなの居場所にもなる、そんな場所が校区に(できれば通学路に)あればと思います。

「子どもの権利条例」という言葉のみが一人歩きすることが無いように、一つ一つの項目を噛み砕いて周知徹底し、行動を起こすのですが、その根底には、子どもを幸せにする為に、という絶対的な深い愛情が伴っていなければ無意味だと思います。悲しいかな泉南市の子どもは他市に比べ、自己肯定感がやや低いという調査結果が出ているそうです。それは何故なのか、原因はどこにあるのか、ではどうすればよいのかを大人も子どもも真剣に考えてみる必要があると思います。

私も今までの活動の中で感じたこと、思い当たることもいくつかあります。子ども本人の問題ではないのです。大人や周囲のエゴ、事情によって、こどもが本来持つ力を充分発揮出来ない、力を伸ばせない環境は社会の損失です。その先は国の力を弱めることになります。子どもが持つ権利を充分活用できる環境作りは大人の責務だと思いますが、単位が小さくなる程、例えば家庭において、それが見失われがちになることがあります。それを周囲がしっかり見極め社会が支援しなければならない時代になっていることをひしひしと感じます。

具体的に今、思い浮かぶことは例えば、子どもも大人も集まるあらゆる場所において、哲発、教育、相談や話し合いなどを手掛かりに深く、遍く繰り返し時間をかけて浸透してゆくことです。家庭での日常会話の中でも自然と子どもの権利が反映される状態になるまで。そして、どんな事があっても一人も犠牲者を出さないという強い決意をもって。

○多くの方々の率直な意見読み大変参考になりました。

○「条例」そのものの理解が不十分であることが、大きな課題のように思います。学校、家庭、地域、各種団体等で十分、哲発していく必要があるでしょう。意見の中にもありましたが、市の広報にも欄を設けて記事をのせるようにしたら良いと思います。

○理解を深めていくためには、具体的事例を挙げることも一つの方法のような気がします。「条例」に反する内容、「条例」に合致している内容等。A&Q方式で明示するのも良いでしょう。

○選挙権が与えられる年齢が低くなった現在、義務についても考える場が欲しいと思います。一人一人の子どもを立派な大人に導くためには正しいことを教えることも大切です。「三つ叱って、七つほめ、五つ教えて子は育つ」昔から云われている言葉ですが、これは現在の社会でも通用するように思います。

○子ども達の日々の生活の様子を知る機会もなく、情報不足は否めません。したがって、モニター会議で先ず子供たちのことばを沢山発表してもらいそれについて討議していくのも一つの進め方もわかりません。この方法は趣旨に反する方法かもしれませんが。

○居場所の問題は、子どもが自己の存在感を意識しているかどうかの問題で、大人の社会でも経験することでしょう。個性尊重の上からも、「自分はこのにいないでもよいのだ」という気持ちにさせてはいけないと思います。コミュニケーションを深めるための大切な事だと思います。

○会の進め方の基本として、意見を述べることと同じように人の意見を謙虚に聞く姿勢がもっとほしい。意見を述べようとしても途中で「それは違うんです」のような言葉がありました。

今回、このような会議に初めて参加させて頂きました。子どもの権利に関する条例の事は知っていましたが、具体的な内容は良く理解できておらず、会議で説明していただいたところ、大まかな部分ではわかったような気がしますが、実際、子ども達、そしておとなの間では、知らない人が多いと思います。せっかく未来ある子どものための条例ですので、もっと市民に広く哲発し、各々が意識を高める事が大切かと思われます。

その為にも今後ともモニター会議は続けて、子どもとおとなと一緒に話し合える場をつくり、また学校でも人権研修の一つにぜひ、この条例の事を加えていただき、保護者や教職員にも哲発活動に取り組んで欲しいと思います。

子どもの権利条例が漠然としていて難しかったので、少しだけ調べてみました。するといろいろなことが分かり、考えさせられました。今回、市民モニターに選ばれて会議に参加できて条例のことを知る機会に恵まれてよかったです。認知度の低さが上げられていたので、今後より一層良い方向へ、この条例が広がっていくことを願っています。

いろいろな方に知っていただけるように、市民モニターもさまざまな方になっていただきたいと思います。そうすることで大人が変われば子どもも変わると思います。本当に困っている子どもたちにとって救いになりますように、権利乱用で問題が出ませんようにと思います。

条例について、子どもの素直な感想、思いを聞いたのが良かったと思う。市民に条例のことをもっと知ってもらい。一人ひとりが子どもの意見を尊重しあえるようにするには、大人と子どもが意見や思いを言う場が必要だと思った。

隣の阪南市から、「泉南市は子ども権利条例」があつて素敵ですなと言われ、(それまで条例ができたと言われても何も思わなかったけれど、) 嬉しかった。

今回は、このような条例がある事をはじめて知りました。いろんな世代の方と話すことこれからはこの条例に目を向け、注目していきたくができ、貴重な体験となりました。いと思います。

【第1回会議を終えて】

今回、子どもの権利に関する条例市民モニター会議を初めて開催するにあたり、市民モニターを公募したところ、「子どもにやさしいまち」をめざすという条例の趣旨に関心のある市民が、積極的に応募していただいたことを非常にうれしく思います。

事務局としては、まだまだ条例を広めていかなければならない現状を再認識するとともに、「本市には他市にはないすばらしい条例がある」「もっと条例を広めるには何をしたらいいのか」といった、市民モニター自身の主体的な行動にまでつながるような意見も多くみられ、市民モニターを中心とした市民の中に条例が根付く具体的な事業や施策の方向性を感じることができた実りのある会議であったと思います。

また、居場所づくりについて話し合った際、子どもたちとおとなが考える“居場所”にはズレがあることがわかりました。あらためて「子どもの意見表明と参加」を意識し、おとなは子どもたちの話をしっかりと聞かなければならないと気づくことができました。

今回いただいた条例の推進状況についての様々な意見をもとに権利条例委員会と連携して、本市条例が市民の中に位置づき、子どもにやさしいまちとなるよう来年度の活動に活かしていきたいと思います。

泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権推進課）

第4次 泉南市子どもの権利条例委員会開催の概要

回	日	会 場	内 容
1	平成 28 年 8 月 3 日(水) 10 時～12 時	泉南市人権 ふれあい センター	(1) 第 3 次報告書を踏まえた平成 27 年度の 検証について報告 (2) 子ども・子育て支援事業計画について 報告 (3) 泉南市の子どもたちの現状について審議
2	平成 28 年 9 月 16 日(金) 10 時～12 時	泉南市人権 ふれあい センター	(1) 第 3 次報告書を踏まえた平成 27 年度の 検証について報告 (2) 市民モニター制度の活動について報告 (3) 第 4 次市長報告内容について審議
3	平成 28 年 10 月 22 日(土) 10 時～12 時	泉南市人権 ふれあい センター	(1) キッズカフェ講座について報告 (2) 第 4 次市長報告について審議 (3) 子ども白書づくりに関する委員所見に ついて審議
4	平成 28 年 11 月 7 日(月) 14 時～16 時	泉南市人権 ふれあい センター	(1) 子どもの権利条例に基づく事業等の実施 状況について報告 (2) 第 4 次市長報告について審議 (3) 「子どもにやさしいまち」の建設と検証の ための白書づくりについて審議
5	平成 28 年 11 月 14 日(月) 14 時～16 時	泉南市役所 市長室	(1) 第 4 次市長報告打合せ (2) 第 4 次市長報告

泉南市子どもの権利条例委員会委員名簿

平成 28 年 11 月 14 日現在

吉永 省三	千里金蘭大学生生活科学部児童学科教授
田中 文子	公益社団法人 子ども情報研究センター理事
浜田 進士	子どもの権利条約総合研究所関西事務所長
青木 桃子	元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員
前田 百合子	元泉南市子どもの権利に関する条例案検討委員会委員